

# 遊休農地の発生防止を！

## 農地は放置せず責任を持って管理しましょう

遊休農地とは、耕作の目的に使用されず、今後も耕作に使用されないと思込まれる農地です。遊休農地は、病害虫が発生しやすく、近隣の農作物へ被害を及ぼすほか、景観の悪化など周囲の営農・生活環境にさまざまな悪影響を及ぼす恐れがあります。また、食糧を生産する貴重な資源である農地が有効に使用されないことは、食糧自給率の低下にもつながります。



耕作せず放置したため 雑草が生い茂った農地

耕作をしない状態が数年続くと、雑草や雑木が生い茂り、再び耕作できる状態にするには大変な労力と資金が掛かります。農地は荒らさずに管理しましょう。高齢や病気・勤めているため自ら管理できないなど、お困りのかたは農業委員会までご相談ください。

## 各種申請書の受付締切は 毎月月末です

農業委員会では、毎月総会を開催し、各種議案を審議しています。農地を貸借・売買する場合、農地を農地以外のものとして使用する場合などは、毎月月末までに申請してください。

## 家族経営協定を 締結しませんか

### 家族経営協定とは

家族経営協定とは、農業に携わる家族全員で、その家族のより充実した魅力的な農業経営を目指すとともに、意欲とやりがいを持って経営に参加し、その能力を発揮するための「家族のルール」を取り決めるものです。

家族によっていろいろな経営方法・就業条件などがありますが、その家族にあったルールを家族で話し合っ決めていくのです。

### 話し合いのポイント

- ◆就業条件の整備◆
  - ①労働報酬や収益の分配  
労働の対価としての毎月の報酬や、経営の状況に応じた収益の分配金についての取り決め
  - ②労働時間の設定  
日常の労働時間の設定や、休憩・

- ③休日の設定  
休憩時間についての取り決め  
「1週間に1日は休みを取る」などの休日の取り決め
- ◆経営計画・経営目標の策定◆
  - ①経営方針の協議  
農業計画や農業経営に関する事項についての取り決め
  - ②経営・労働の役割  
経営主、配偶者、後継者、後継者の配偶者などのそれぞれの役割についての取り決め
  - ◆生活面や福利厚生関係の策定◆
    - ①家事・家計面の設定  
家事や家計費の管理などについての取り決め
    - ②福利厚生・研修事業の設定

## 移動農業委員会

### 洞内地区で 行いました

3月10日、洞内和徳館で「移動農業委員会」を開催し、地区農業者約50人が参加しました。はじめに農業委員会から①農地の利用②遊休農地の解消③農業者年金④家族経営協定について説明しました。

その後、参加者から土地を売った場合の所得税の控除ほか、生前一括贈与や経営移譲年金についてなどの質疑があり、活発な意見交換が行われました。移動農業委員会は、農業委員会が地域に向かい、地域の皆さんとひざを交えて意見交換を行い、明るい農村づくりに役立つものですね。ぜひ、みなさんの地区でも開催してみませんか。詳しくはお問い合わせください。



洞内地区での移動農業委員会の様子

## 農業者年金受給者の皆さんへ 現況届は6月28日までに提出を！

農業者年金を受給しているかたは、6月28日(金)までに農業委員会へ「現況届」を提出しなければなりません。今年も提出の時期となりましたので、忘れずに農業委員会か十和田湖支所市民生活係へ提出してください。提出しないと年金が支給停止されます。届け出用紙が届いていないかたは、農業委員会までお問い合わせください。

## ご存知ですか「人・農地プラン」 「人と農地の問題について」考えてみませんか

今、私たちの地域では、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など多くの課題を抱えています。5年後、10年後の将来に備え、地域の皆さんで「人と農地の問題」について一緒に考えてみませんか。人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。地域農業を担う、やる気のある農業者を中心経営体として位置付け、支援していくものです。

### 集落・地域で話し合うこと

- ◎今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農組合）はどこか
- ◎中心経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎中心経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業の在り方などを決めていただきます。

### 農地集積への支援金（農地の出し手への支援）

農業をやめて中心経営体に農地を貸し出すかたへ、一定の条件のもとで農地集積協力が支払われます。

- ▶0.5ha以下：30万円/戸
- ▶0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸
- ▶2.0ha超：70万円/戸

### 農地集積支援の主な要件と手続き

農地の出し手への農地集積協力を受けるには、当事者同士で貸し借りを結ぶのではなく、農地利用集積円滑化団体（十和田市地域農業再生協議会）などに10年以上の白紙委任をすることが必要です。

### 青年就農給付金（新規就農者への支援）

新規就農者が中心経営体に位置付けられると、一定の条件のもとで、年間150万円の給付金を最長で5年間受け取ることができます（原則45歳未満で、独立・自営就農者）。

### スーパーL資金の無利子化（担い手への金融支援）

中心的経営体に位置付けられた認定農業者が一定条件のもとに借り入れる「スーパーL資金」について、貸し付け当初の5年間の金利が無利子となります。

▶人・農地プランに関する問い合わせ先 農林畜産課 ☎516742